

さいたま市いじめ問題救済委員会条例施行規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第66号

さいたま市いじめ問題救済委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ問題救済委員会条例（令和8年さいたま市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(救済委員会の会議)

第2条 救済委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 救済委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、救済委員会に諮って会議を公開することができる。

(申立て)

第3条 条例第9条第1項の規定による申立ては、申立書（様式第1号）により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(調査)

第4条 条例第10条第4項の規定における同意は、同意書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第10条第5項の規定による通知は、調査対象外通知書（様式第3号）により行うものとする。

(調査の中止等の通知)

第5条 条例第11条第2項の規定による通知は、調査の（一時中止・打切り）通知書（様式第4号）により行うものとする。

(市の機関に対する調査の実施)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知は、調査開始通知書（様式第5号）により行うものとする。

(市の機関以外の者に対する調査の実施)

第7条 条例第13条第1項の規定による協力の依頼は、調査協力依頼書（様式第6号）により行うものとする。

(調査及び調整の結果の通知)

第8条 条例第12条第4項及び第13条第3項の規定による通知は、調査結果通知書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告の実施)

第9条 条例第14条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(要請の実施)

第10条 条例第15条第1項の規定による要請は、要請書(様式第9号)により行うものとする。

(是正その他必要な措置についての報告)

第11条 条例第14条第4項及び第15条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書(様式第10号)により行うものとする。

(勧告又は要請における報告)

第12条 条例第14条第5項の規定による通知は、勧告・要請に関する通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第1項の規定による要請の内容又は同条第3項の規定による報告の内容を申立人等に通知する場合は、前項の勧告・要請に関する通知書により行うものとする。

(公表)

第13条 条例第16条の規定による公表は、本市のホームページに掲載して行うものとする。

(身分証明書)

第14条 救済委員及び救済アドバイザーが条例に定める職務を遂行するときは、身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、救済委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が救済委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申立人

住 所

氏 名

電話番号

申立書

さいたま市いじめ問題救済委員会条例第9条第1項の規定により、次のとおりいじめ等による権利の侵害その他の不利益を受けていることについて、救済を申立てます。

1. 不利益を受けたとされる者	住 所			
	氏 名			
	年 齢		申立人との関係	
	学校名、施設名等			
2. 申立て内容及び事案の概要				
3. 他の制度又は機関への手続きについて	(なし・あり) → ありの場合、制度や手続き名、場所、人等を記入してください。			
4. その他の参考となる事項				

様式第2号（第4条関係）

同意書

さいたま市いじめ問題救済委員会条例第10条第4項の規定による、いじめ等による権利の侵害その他の不利益を受けていることについての救済の申立てに基づくさいたま市いじめ問題救済委員会の調査の実施について、同意します。

本人

住所

氏名

保護者

住所

氏名

対象者の氏名

さいたま市いじめ問題救済委員会 宛

第 号
年 月 日

調査対象外通知書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付の申立てについては、さいたま市いじめ問題救済委員会条例第10条第2項の規定により、調査を行わないこととしますので、下記のとおり通知します。

記

調査を実施しない理由	
------------	--

第 号
年 月 日

調査の（一時中止・打切り）通知書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付の申立てについては、さいたま市いじめ問題救済委員会条例第11条第1項の規定により、調査を（一時中止・打切り）としますので、下記のとおり通知します。

記

調査を中止する理由	
-----------	--

第 号
年 月 日

調査開始通知書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

さいたま市いじめ問題救済委員会条例第12条第1項の規定により、いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることについての調査を開始する旨下記のとおり通知します。

記

- 1 いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることについての概要
- 2 調査を行う理由
- 3 調査の内容
- 4 備考

調査協力依頼書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

さいたま市いじめ問題救済委員会条例第13条第1項の規定により、いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることについての調査に関し、下記のとおり協力を求めます。

記

- 1 いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることについての概要
- 2 調査を実施する理由
- 3 調査の内容
- 4 備考

第 号
年 月 日

調査結果通知書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付で申立てのあった、いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることに係る救済の申立てに基づく調査の結果について、さいたま市いじめ問題救済委員会条例（第12条第4項・第13条第3項）の規定により、下記のとおり通知します。

記

受理番号	
調査内容	
結果	

第 号
年 月 日

勧告書

(宛先)

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付で通知し実施した調査の結果、さいたま市いじめ問題救済委員会条例第 14 条第 1 項の規定により下記のとおり勧告します。また、同条第 3 項の規定により、是正その他必要な措置の状況について、下記の期日までに報告を求めます。

記

勧告の内容	
勧告の理由	
報告期日	年 月 日

第 号
年 月 日

要請書

（宛先）

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付で通知し実施した調査の結果、さいたま市いじめ問題救済委員会条例第15条第1項の規定により下記のとおり要請します。また同条第3項の規定により、是正その他必要な措置の状況について、下記の期日までに報告を求めます。なお、この要請書による要請の内容等及び是正その他必要な措置の状況についての報告の内容を、申立人等に対し通知する場合があります。

記

要請の内容	
要請の理由	
報告期日	年 月 日

年 月 日

是正その他必要な措置の状況についての報告書

さいたま市いじめ問題救済委員会 宛

(所在地)

(名称)

(代表者氏名)

年 月 日付で報告を求められていた事項に関する措置等について、さいたま市いじめ問題救済委員会条例（第14条第4項・第15第3項）の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 報告を求められていた事項

- 2 措置の状況等

- 3 添付資料等の有無

- 4 備考

第 号
年 月 日

勧告・要請に関する通知書

様

さいたま市いじめ問題救済委員会

年 月 日付で申立てのあった、いじめ等による権利の侵害その他不利益を受けていることについて、下記のとおり（勧告した・要請した・報告があった）ので、（さいたま市いじめ問題救済委員会条例第 1 4 条第 5 項・さいたま市いじめ問題救済委員会条例施行規則第 1 2 条第 2 項）の規定により通知します。

記

受理番号	
内容（勧告・要請・報告）	

（表）

<h2>身分証明書</h2>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">顔写真</div>	職名
	氏名
<p>上記の者は、さいたま市いじめ問題救済委員会条例第3条第2号の規定による調査等を行う職員であることを証明する。</p>	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
さいたま市長 印	

8 cm

6 cm

（裏）

さいたま市いじめ問題救済委員会条例（抜粋）

（所掌事務）

第3条 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ等についての相談のうち救済に関すること。
- (2) いじめ等に関する市長からの付託があった場合又は救済委員会が不利益を受けた児童等の救済のため緊急の必要性があると認める場合に、調査、調整、勧告、要請（以下「調査等」という。）を行うこと。
- (3) 略
- (4) いじめ等の防止に関する普及啓発を行うこと。

（調査）

第10条 救済委員会は、前条第2項の規定による付託があった場合には、申立てに係る事項について速やかに調査を行うものとする。

（市の機関に対する調査及び調整）

第12条 1 略

- 2 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るため必要な限度において、市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- 3 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整を行うことができる。
- 4 略
- 5 市の機関は、救済委員会の職務の遂行に関して、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力しなければならない。

第13条 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出及び説明又は実地調査について協力を求めることができる。

- 2 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整について協力を求めることができる。
- 3 略